

# 「新型インフルエンザ等対策業務計画」要旨

令和 2 年 4 月

東京モノレール株式会社

## 第1章 総則

### 第1節 目的

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき、東京モノレール株式会社（以下、「会社」という）における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。

### 第2節 基本方針

会社は、新型インフルエンザ等の発生時において、特措法その他の法令、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日閣議決定。以下、「政府行動計画」という。）、国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画（平成20年3月25日制定。）及び本計画に基づき、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、会社の業務に関する新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

### 第3節 計画の運用

本計画は、政府行動計画及び東京都新型インフルエンザ等対策行動計画の以下の想定に基づくものとする。

1. 政府行動計画を参考に、東京都において人口の集中する特性を考慮し、都民の約30%がり患するものとして流行予測を行った。り患者は2週間程度り患し欠勤する。り患した社員等の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
2. ピーク時（約2週間。）に社員等が発症して欠勤する割合は、社員等、自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校、保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる。）のため、出勤が困難となる者等を見込み、ピーク時には社員等の最大40%程度が欠勤する。

### 第4節 用語の定義

この計画において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

#### 1. 新型インフルエンザ等

特措法第2条に規定する感染症のほか、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第4号。以下「改正法」という。）に基づく新型コロナウイルス感染症をいう。

#### 2. 新型インフルエンザ等対策

特措法第15条第1項の規定により同項に規定する政府対策本部（以下、「政府対策本部」という。対策本部長：内閣総理大臣。）が設置された時から第21条第1項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下、感染症法という。）その他の法律の規定により実施する措置をいう。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

### 第1節 会社の新型インフルエンザ等対策の実施体制

#### 1. 東京モノレールグループにおける対策本部の設置

(1) 内閣総理大臣及び全ての国務大臣からなる政府対策本部の設置が公示され、国土交通省新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合は、新型インフルエンザ等に対する会社の対応を協議するため、対策本部を設置する。

(2) 前項の規定に関わらず、必要があると認める場合は、対策本部を設置する指示をすることができる。

#### 2. 本社対策本部長

対策本部長は、社長とする。

#### 3. 構成員

対策本部の構成員は、都度定めることとする。

#### 4. 事務局

対策本部の事務局を本社総務部に置くこととする。

#### 5. 本社対策本部長等の任務

対策本部長及びその他対策本部の構成員（以下、「本部員」という。）の任務は次のとおりとする。

(1) 対策本部長は、対策本部を総括する。ただし、対策本部長に事故がある場合は、対策副本部長が代行する。

(2) 対策副本部長は、対策本部長を補佐する。

(3) 事務局は対策本部の運営を行う。

(4) 本部員は、対策本部における決定事項を実施し、その状況等を対策本部に報告する。

#### 6. 情報収集及び共有体制

会社は、平素から国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、国、地方公共団体、世界保健機構から情報を入手する体制を整備し、発生時においては、その情報を適宜、適切に社員等に周知する体制を確保する。

#### 7. 本社対策本部の解散

(1) 対策本部長は、政府対策本部の廃止が国会に報告された場合には、対策本部を解散する。

(2) 対策本部長は、第1節第2項の規定に基づき対策本部を設置した場合であって、対策本部で協議する必要がないと判断した時は、対策本部を解散する。

(3) 対策本部が解散された後において、新型インフルエンザ等への対応に関し協議する必要が生じた場合は、危機管理本部において協議する。

### 第2節 関係機関との連携

会社は、平時から新型インフルエンザ等対策に関する業務（以下「新型インフルエンザ等対策業務」という。）を実施するうえで不可欠となる関係事業者等と発生時における連携等について協議する。

## 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

### 第1節 業務内容及び実施方法

会社は、第1章第3節の想定を踏まえ、新型インフルエンザ等対策業務として、旅客の運送を適切に実施する。

### 第2節 要員計画

会社は、必要な要員を確保し、新型インフルエンザ等対策業務を実施する。

### 第3節 感染対策の検討及び実施

社員等への感染防止対策として、感染予防保護具の配付・着用等の対策を講じる。また、関係行政機関や他の鉄道事業者と連携したうえで、お客さまに対して、咳エチケットやマスク着用等の協力を要請するものとする。

## 第4章 その他

### 第1節 新型インフルエンザ等発生に関する教育及び訓練の実施

1. 会社は、平素から正しい知識を習得し、社員等へ周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努めるとともに、国又は東京都が実施する新型インフルエンザ等対策業務についての訓練へ参加するように努めるものとする。
2. 新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策業務についての訓練とその他訓練とを有機的に連携させるように配慮するものとする。

### 第2節 計画の見直し

1. 会社は、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更するものとし、変更を行った場合は、軽微な変更である場合を除き都知事に通知するとともに、その要旨の公表を行う。
2. 前項の計画の変更に当たり、必要があると認める場合は、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。